

2017年9月20日

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

**台風第18号に係る災害救助法適用地域の
ご契約のお取扱いについて**

このたびの台風第18号により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの台風により災害救助法が適用された地域（大分県佐伯市・津久見市）で被災されたお客さまには、以下のお取扱いをいたします。

○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法の適用を受けられた地域にお住いのお客さまの場合には、お申し出によりこの払込猶予期間を、最長6か月（2018年3月31日）まで延長いたします。

○ 保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

<お問い合わせ先> お客さまサービスセンター

電話 : 0120-324-386（無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

受付時間 : 月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除きます）

以上